

美浦村都市計画マスタープラン

計 画 書

平成24年3月

美 浦 村

目 次

1. 基本事項

1-1 都市計画マスタープランの概要と策定のねらい	1
1-2 策定方針と計画の構成	2
1-3 策定体制	3
1-4 その他	4

2. まちづくりの前提条件

2-1 美浦村の概況	5
2-2 人口・世帯数	7
2-3 通勤・通学	12
2-4 産業	14
2-5 土地利用	18
2-6 生活行動	19
2-7 都市計画及び都市整備状況	21
2-8 開発行為及び農地転用の状況	30
2-9 公共施設	32
2-10 文化財	34
2-11 村民のまちづくりに関する意向	35
2-12 上位計画の整理	38
2-13 周辺主要プロジェクトの動向	45

3. まちづくりの課題

3-1 まちづくりの前提条件からのニーズ	47
3-2 我が国に共通するまちづくりの課題	50
3-3 本村のまちづくりの課題	52

4. 都市づくりの将来像

4-1 まちづくりの理念	57
4-2 まちづくりの将来像	59
4-3 まちづくりの目標	60
4-4 まちづくりの骨格構造	62

5. 分野別方針

5-1 土地利用の方針	69
5-2 道路・交通の方針	73
5-3 公園・緑地の方針	77
5-4 河川・排水の方針	79
5-5 その他の都市計画施設の方針	79
5-6 面的整備・地区計画に関する方針	81
5-7 福祉のまちづくりに関する方針	83
5-8 都市防災に関する方針	83
5-9 景観形成に関する方針	84
5-10 環境対策に関する方針	84
5-11 教育・子育てに関する方針	84

6. 実現方策

6-1 重点プロジェクト	85
6-2 都市計画による事業・制度・施策	88

7. 地域別構想 ～美浦村まちづくりデザインノート～ 93

1. 基本事項

1-1 都市計画マスタープランの概要と策定のねらい

(1) 都市計画マスタープランの概要

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」と位置付けられており、おおむね20年後の都市の将来像を検討し、都市計画の主な対象分野である都市の土地利用や道路、公園、下水道、河川、地域地区（用途地域など）、地区計画、面的整備事業などに関する市町村の考え方を定めます。

(2) 策定の背景とねらい

■背景1 都市計画法に基づく必要性

都市計画法では、都市計画区域を有する市町村において策定することが定められており、具体的な都市計画を決定・変更する際の方針を明確にしておくことが必要です。

■背景2 総合計画における施策を都市計画の面から支援する必要性

本村の総合計画において定められている市街地や各種の拠点地区について具体化を検討し、今後の事業化の契機とすることで、都市計画やまちづくりの面から本村全体の活性化に役立てることが期待されています。

■背景3 従来から定められている都市計画を確認する必要性

これまで定められている都市計画として市街地や道路、下水道などがありますが、昨今の社会経済情勢の変化や地域情勢の変化などを踏まえ、今後の都市計画のあり方を検証し、必要に応じて再構築などを行うことが必要です。

■策定のねらい

都市計画は、長期的な視点に立ったわかりやすい都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが重要です。

このため、本村の都市計画マスタープランでは、本村に係わるさまざまな人と共に将来の都市像を考え、都市づくりの方向性についての合意形成を図ることを通して、魅力あるまちづくりを進めていきます。

1-2 策定方針と計画の構成

(1) 策定方針

■都市計画に関する基本的な方針の策定

都市計画に定める（都市計画決定）べき事項や都市計画制度などについて定めます。

■地域発展を都市計画の面から支援する策定

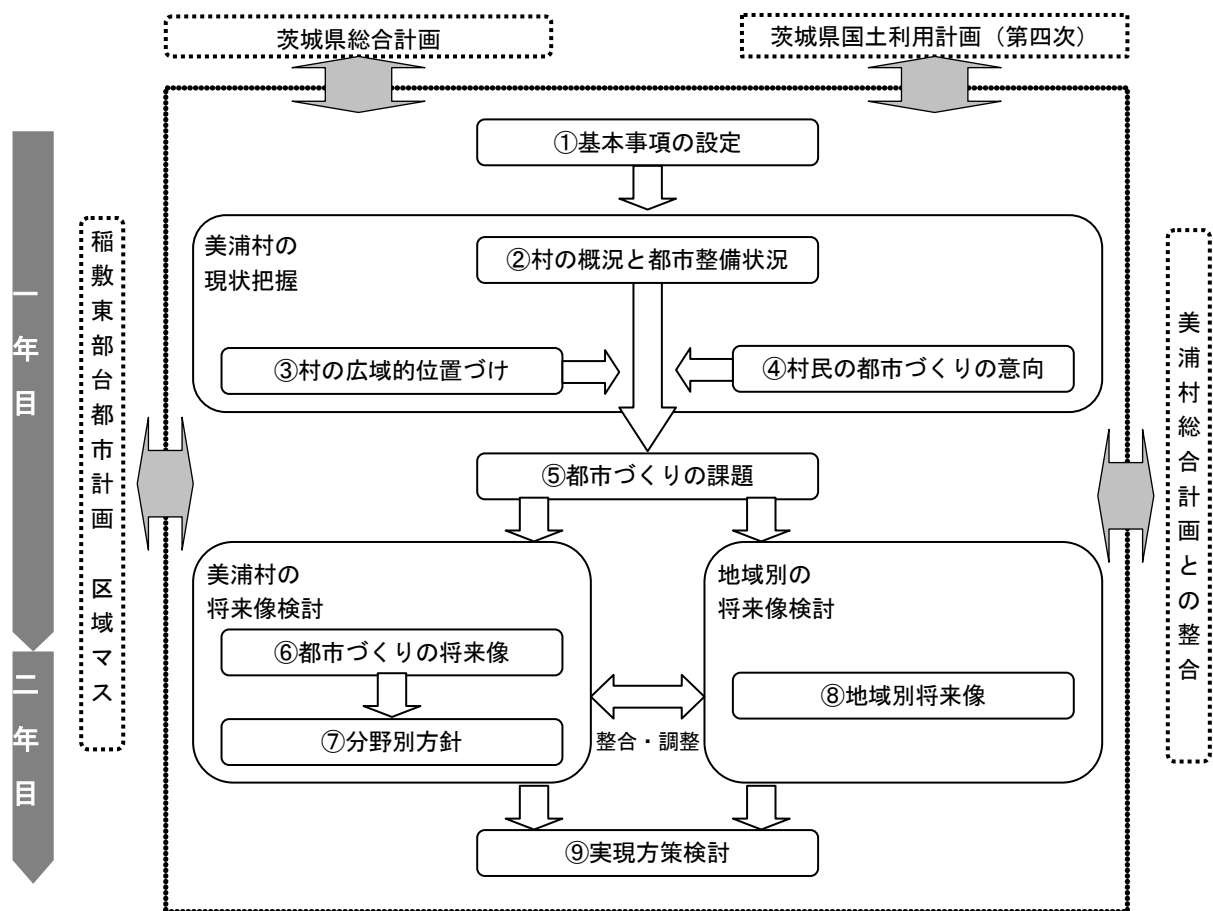
社会経済情勢が厳しさを増す中で、地域発展を牽引する役割を担うプロジェクトを都市計画の面から支援できるよう検討します。一方、過大な行政施策とならないよう効率や効果のバランス、事業全体での優先度合いなどに留意しつつ検討します。

■村民や関係者との協働による策定

本村のまちづくりに係わるさまざまな人の意見を踏まえるため、策定委員会をはじめとする各種の村民参加などにおける取り組みを活用して策定します。

(2) 計画の構成

本計画の上位計画となる「茨城県総合計画」や「茨城県国土利用計画（第四次）」、「稲敷東部台都市計画区域マスタープラン」や「美浦村総合計画」との整合を図ります。

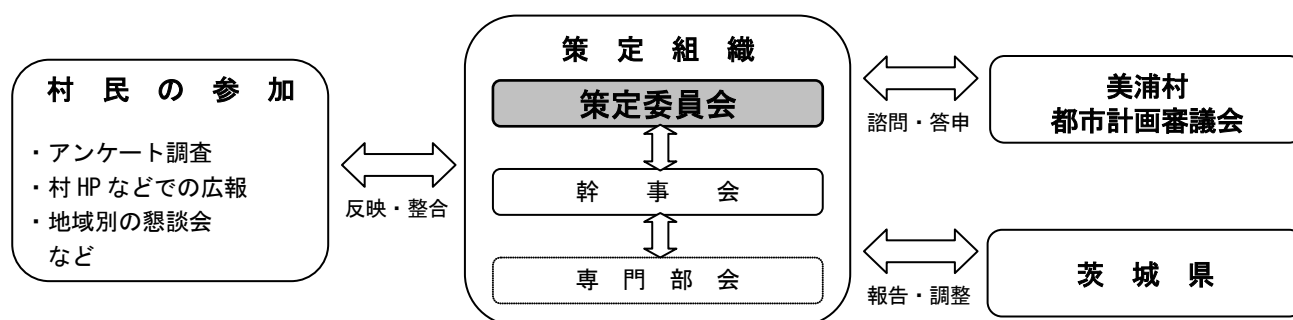


1-3 策定体制

(1) 策定体制

村民・各種団体代表，議会，行政などで構成する「美浦村都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し，村民や庁内の意見調整，全体の整合，原案の検討を行います。

また，都市計画に係わる庁内関係部課で「美浦村都市計画マスタープラン幹事会」を設置し，素案の検討・作成を行うほか，必要に応じて土地利用や道路などの専門的分野に係わる「美浦村都市計画マスタープラン専門部会」を任意に随時開催し，より具体的な事項を協議・調整します。



【策定委員会】

- ・都市計画マスタープランの検討・策定機関
- ・客観的な総意のためにまちづくりの主体となる村民，団体，行政等から構成

【幹事会】

- ・策定委員会に参加する村の関係部署で構成
- ・策定委員会で検討するための資料や素案を作成

【専門部会】

- ・幹事会に参加する部署のうち，土地利用や道路などの都市計画マスタープランの骨格的な分野について，より専門的に検討（策定状況を見ながら必要に応じて開催）

(2) 村民意見の反映と参加

総合計画の策定に際して都市計画分野を含めて総合的な意向調査を実施していることから，この分析を有効に活用しつつ，都市計画に関する村民意向を明確にするため，抽出方式による村民意見の収集（アンケート調査）を行います。

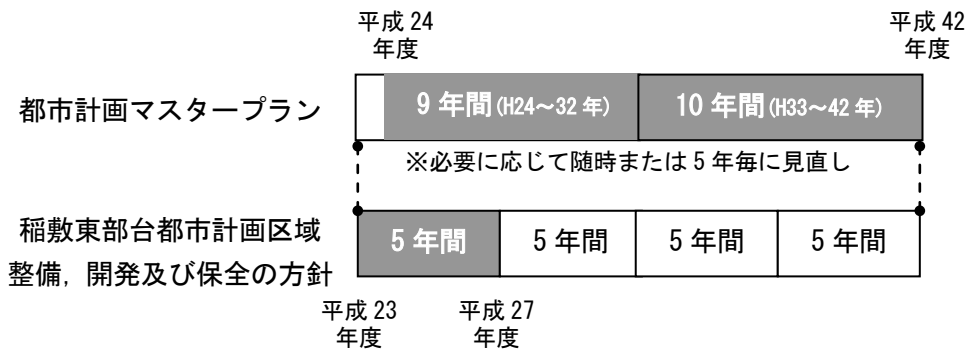
さらに，本計画の素案作成後に素案に対する意見を求め，素案に対する村民の意向を把握します。また，都市計画マスタープランの策定状況などを村HPなどに公開し，随時意見を求めるほか，計画策定後には，計画の概要版を作成・配布し，啓発に努めます。

1-4 その他

(1) 目標年次の方針

都市計画マスタープランは、長期的な視点から都市の整備を行うことが必要であるため、おおむね20年後を目標として策定することが一般的です。

このため美浦村においては、本計画の上位計画となる「稲敷東部台都市計画区域 整備、開発及び保全の方針」（都市計画区域マスタープラン）の策定年次（平成27年目標で5年毎に見直し）との整合を図るため、平成24年度を初年度とし、目標年次を平成42年度（2030年度）とします。



(2) 地域別構想の方針

自然的特性や社会的特性などからなる地域の特徴を踏まえ、それらを反映したまちづくりが可能となるよう、地域別のまちづくりを検討することとします。

内容は、「まちづくりの目標」、「将来像」、「都市づくりの方針」を基本とします。地域区分については、本村の地域的なまとまり、土地利用などの現状、将来のまちづくりの方向性などを念頭に置き、下記の3地域に区分します。

【木原地域】

- ・大部分が木原小学校区に属しており、木原地区の市街化区域を有し、大規模な工場が立地するほか、つくば・土浦方面からの玄関口となっています。

人	口：6,448人
世帯	数：2,407世帯
世帯人員	数：2.7人/世帯
面積	積：1,075ha
人口密度	：6.0人/ha

【安中地域】

- ・おおむね旧安中村の範囲であり、現在は大部分が安中小学校区に属しており、霞ヶ浦に面する豊かな田園環境や陸平貝塚を始めとする歴史資源などを有しています。

人	口：2,655人
世帯	数：860世帯
世帯人員	数：3.1人/世帯
面積	積：1,180ha
人口密度	：2.3人/ha

【大谷地域】

- ・全域が大谷小学校区に属しており、美駒地区の市街化区域（JRA 美浦トレーニングセンター）を有し、稲敷・成田方面からの玄関口となっています。

人	口：8,785人
世帯	数：3,531世帯
世帯人員	数：2.5人/世帯
面積	積：1,148ha
人口密度	：7.7人/ha



資料：常住人口調査（平成21年），都市計画基礎調査（平成19年）